	ＭＦデジタル選択呼出装置及びＭＦデジタル選択呼出聴守装置
	(2)　インマルサット等データ通信設備
ロ	（略）
国際航海旅客船等以外の船舶	
イ	(1)から(3)までのいずれかの無線設備 (1)　ＨＦ無線電話、ＨＦデジタル選択呼出装置及びＨＦデジタル選択呼出聴守装置 (2)　インマルサット等データ通信設備 (3)　インマルサット等無線電話 （削る）
ロ	（略）
備考　（略）	

三　Ａ２水域又はＡ１水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶（Ａ１水域のみ（湖川を含む。）を航行するものを除く。）

区分	予備の無線設備
すべての船舶	イ　(1)から(4)までのいずれかの無線設備 （削る）
	ロ　(1)又は(2)　（略） (3)又は(4)　インマルサット等データ通信設備 (5)・(6)　（略）

備考

一　国際航海旅客船等以外の船舶であつて次に掲げるものにあつては、イに掲げる予備の無線設備に代えて一般通信用無線電信等（船舶設備規程第三百十一条の二十二第一項第三号の一般通信用無線電信等をいう。以下同じ。）（インマルサット等データ通信設備及びインマルサット等無線電話を除く。）又はＭＦ無線電話（常に直接陸上との間で船舶の運航に関する通信を行うことができるものに限る。）を備えることができる。

イ・ロ　（略）

二　（略）

四　（略）

2　（略）

	装置、ＭＦ直接印刷電信、ＭＦ無線電話、ＭＦデジタル選択呼出装置及びＭＦデジタル選択呼出聴守装置
	(2)　インマルサット等直接印刷電信
ロ	（略）
国際航海旅客船等以外の船舶	
イ	(1)から(4)までのいずれかの無線設備 (1)　ＨＦ直接印刷電信、ＨＦデジタル選択呼出装置及びＨＦデジタル選択呼出聴守装置 (2)　ＨＦ無線電話、ＨＦデジタル選択呼出装置及びＨＦデジタル選択呼出聴守装置 (3)　インマルサット等直接印刷電信 (4)　インマルサット等無線電話
ロ	（略）
備考　（略）	

三　Ａ２水域又はＡ１水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶（Ａ１水域のみ（湖川を含む。）を航行するものを除く。）

区分	予備の無線設備
すべての船舶	イ　(1)から(5)までのいずれかの無線設備 (1)　ＨＦ直接印刷電信、ＨＦデジタル選択呼出装置及びＨＦデジタル選択呼出聴守装置
	ロ　(1)又は(2)　（略） (3)又は(4)　インマルサット等直接印刷電信 (5)・(6)　（略）

備考

一　国際航海旅客船等以外の船舶であつて次に掲げるものにあつては、イに掲げる予備の無線設備に代えて一般通信用無線電信等（船舶設備規程第三百十一条の二十二第一項第三号の一般通信用無線電信等をいう。以下同じ。）（インマルサット等直接印刷電信及びインマルサット等無線電話を除く。）又はＭＦ無線電話（常に直接陸上との間で船舶の運航に関する通信を行うことができるものに限る。）を備えることができる。

イ・ロ　（略）

二　（略）

四　（略）

2　（略）